

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和 7 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で荒川区子ども家庭総合センター一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024 年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67 項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	4
第Ⅰ部 こども本位の支援	9
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	12
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	14
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	16
アンケート結果	
こどもアンケート結果	17

総評

(2025 年 12 月 1 日(月)～2 日(火) 実地調査実施分)

総 評

<概要>

荒川区子ども家庭総合センター（以下、「センター」とする）は、令和 2 年に東京都の特別区に設置された児童相談所です。現在（令和 7 年 12 月時点）の管内人口は約 22.5 万人です。一時保護施設（以下、「本施設」とする）は男児 4 名、女児 4 名、幼児 2 名の 3 ユニット・定員 10 名で構成され、センターの組織としては副所長の下に一時保護係が置かれています。令和 4 年 12 月に本施設が第三者評価を受け、きめ細かな個別ケアの実現、そのことに取り組む職員の高い意識、権利擁護の視点に基づく子ども本位の支援（登校支援・外出支援・意見箱の設置・子ども会議の実施・豊かな余暇のための様々な取り組み等）、様々な実務マニュアルの作成などについて、高い評価を得ていました。

その後、令和 6 年には、「一時保護ガイドライン（以下、「新ガイドライン」とする）」「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下、「設備運営基準」とする）」が国によって定められました。一方、荒川区では、施設入所及び保護委託先の受け入れ困難な状況が慢性的に見られ、一時保護後の先行きが見通せないまま、保護期間の長期化や慢性的な定員超過が生じています。このような状況下で、退職者が 1 名発生したことに加え、他自治体からの研修派遣職員が体調不良により休職となったことにより、令和 7 年の半ばに幼児の受入を休止し、一時的に 3 ユニット制から 2 ユニット制に変更されました。今回の第三者評価実施時には、定員の 2 倍に当たる 20 名（男子 11 名、女子 9 名）が在籍しており、施設開所以降最大の入所児童数であったため、個室の 2 人使用に加えて、緊急対応用の個室（相談室）や多目的室も児童居室に使用せざるをえない状況となっていました。

<評価できる点>

本施設（一時保護部門）の開設以来積み上げてこられた、きめ細かな子ども本位の個別支援や、そのことに取り組む職員の高い意識、様々な実務マニュアルなどが、現在も組織の骨格として引き継がれており、本施設の財産となっています。そして、開設時に設定された 3 ユニットの構成するための現下の建物構造とともに、それらは新ガイドラインや設備運営基準を先取った内容でした。

職員と子どもとの関係を見ると、そのやり取りや声かけから一定の信頼関係が構築されている様子が見受けられ、上下関係を意識させない「人」と「人」との温もりのあるやり取りが印象的でした。職員一人ひとりの「子どもを支援する」という意識が職場の風土として全体に浸透しているように思われ、開設からの 6 年間、本施設で勤務した職員の誇りとも受け取ることができます。

現在の定員を大幅に超過する保護児童を受け入れている厳しい状況下でも、余暇については自由度が高く、豊かな取り組み（ゲーム、YouTube、種類豊富な DVD や、月例行事の企画、外出活動対応など）や、その細やかなルール設定による運用方法などに、本施設が従来から大切にしてきたポリシーの一端を見ることができたと思います。夜間対応を正規職員のみで行っているところも高く評価できます。

<今後に向けた提案>

保護ケースの増加や、保護委託先の受け入れ困難な状況が継続していることから、一時保護後の先行きが見通せないまま、保護期間の長期化や定員超過が慢性化している現状は、本施設に以下の深刻な問題を生じさせました。

- * 柔軟な個別支援が、すべての児童には行き届かず、元々無かったルールが多く現場で発生している。
- * 個別対応が一部難しくなったことや、3 ユニット制から 2 ユニット制へ一時的に変更となったことによる現場職員の戸惑い。
- * 一時保護係長一人への一時保護（一時保護施設）業務の集中と、リーダーとしての係長の疲弊。
- * 保護児童への支援が最優先のため、研修や OJT などによる職員の育成が滞りがちになっている。

またこのような現状と並行して、職員の退職や体調不良による研修派遣職員の休職が続き、そのことによる職員の疲弊と、職員の相互信頼感の低下が見られるという印象を受けました。

現在の慢性的な定員超過の事態は一朝一夕に解決できる問題ではなく、現場のみの努力ではどうにもならない大きな課題を有しますが、子どもの権利を守る現場である児童相談所として、現場をよくする基本的な視点としてあえて指摘いたします。

一時保護施設は、解放・自主・自由などを目指す「子どもの権利擁護」の視点と、「子どもを守る」ために必要とされる、閉鎖・管理・強制などの対応との間で、常に葛藤が存在します。「一時保護ガイドライン」はこのような施設の現状を踏まえて作成されています。本施設は、開設当初より「子どもの権利擁護」のための個別支援や子ども一人ひとりの尊重というテーマを大切にされてきました。しかし、「要望があれば可能な限り個別支援を行う」という共通認識がある一方で、入所児童の慢性的な定員超過や職員の確保が課題となるなか、現実的には連日の業務逼迫によって日々の具体的な支援に結び付いていない様子もうかがえました。しかし、上記テーマこそを実現したいと考える職員も少なくないことから、現状の課題の中で疲弊してしまっている部分もあるように感じられました。

一時保護される子どもは、その主訴にかかわらず、家庭において適切な養育を受けられなかったことが多いのではないかと推察します。そして、そのような子どもの多くは、身近な大人との愛着形成が十分ではなく、基本的な安心感や信頼関係を十分に形成できず、そのことから周りに対して自分の意見を言うこと自体を諦めていることは珍しくありません。一時保護施設において、そのような前提の上で子どもの意見を反映した支援を行うためには、子どもが意見を表明するのを待つのではなく、職員から子どもの話や意見を積極的に聞き取り、その上で子どもの気持ちや話に沿った積極的な説明と声かけを行うことが求められます。

苦しい時こそ一度立ち止まり、現状の中でもゆがせにできない大切な事柄や、この点だけは改革を求めたいという事項などを、職場全体の知恵として（相談部門職員も含めて）識別し直すこともご検討いただきたいと思います。「この点だけは譲れない。だからこのように（積極的に）対応しよう（対応することができる）」という事柄を職員全体で能動的に選び取り、今可能な厳選された対応の実践を職員全体が了解して行うことで職員相互の結束が強まっていくような、知恵を結集した取り組みを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 「子ども」を一人の人として尊重している職員一人ひとりの日々の姿こそが、まずは皆様の財産です。しかし、一時保護施設の運営が厳しい情勢にある中で、職員相互の信頼感・親密感が薄らぎ、閉塞感や不信感に陥ってしまうことを危惧します。これまで築き上げてきた「子どもの権利擁護の砦」を職員の側から瓦解させないために、チームワークの基盤を今一度見つめ直していただきたいと思います。 ○ 職員による話し合いでの意思決定は、遠回りのようでも職員のモチベーションを高め、実行力は高くなります。職場の心理的安全性を高めることで、職員のメンタルヘルスを維持することができ、離職や休職の防止に繋がると考えます。 ○ その中で、現状の厳しさを伝えることによって、子どもを管理せざるを得ない方向にだけ押しつけてしまうことがないよう、今一度意識していただきたいと思います。そして厳しい状況の中においても、従来から積極的に進めてきた個別支援の視点や、子どもの権利を守る意識を保ち、できないことに対しても職員が疑問を持ち続け、議論を継続させる必要があります。 ○ 現在の施設は「新ガイドライン」「設備運営基準」「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」の新設・改訂に伴い、一時保護施設の在り方や運営について大きな過渡期を迎えています。

	す。職員は子どもの権利擁護のために必要なことを理解したうえで、業務に取り組むことが求められます。 ○ 子どもの聞き取りからも良好な職員との関係が窺われましたが、一部の職員について、大切に扱ってもらえなかった、理解してもらえなかったという話を子どもから聴取しました。多くの職員が持つ「子ども尊重」の姿勢は、職場の財産であるからこそ、職員全体で今一度見返していただきたいと思います。
児童相談所 (一時保護施設)	○ 個別支援のための様々な対応や、整備された各種のマニュアルなどは現在も継続されていますが、現実の厳しい状況の中で積極的に取り組まれているように思われず、管理的なスタンスが強まっているように思われます。辛い時期であるとは思いますが、だからこそ、子どもの権利擁護のための実践と、管理しなければならない現実との間にある葛藤をセンターとして根本的に見直すことが重要であると考えます。その上で失ってはならない部分や、「これならやれる」と思われる部分を積極的に識別し、一時保護業務に「求めるもの」を職員間で明確化し、チームとしての取り組みを継続していただきたいと思います。 ○ 職員の疲弊が進み始めていることも気がかりです。一時保護係長に業務が一極集中している課題も含めて、現場からの意見を集約して、組織強化案などを区にご提案いただきたいと思います。また、今回の緊急的な２ユニット制への変更に伴う職員の業務内容の見直しにより、経験の少ない職員から、自分のやるべきことが定まらず、何をすればよいのか十分に理解できていないという現状を聴取しました。OJT や研修機会の十分な確保など、職員の質の向上に向けた取り組みが必須と考えます。 ○ 本施設は、10 名規模の一時保護施設としてはとても良くデザインされていますが、児童居室は床がフローリングで、くつろげる空間ではないように思われました。また、児童居室内に個人の所有物を収納するためのロッカーなどの設置がなく、やむを得ず個室を２人で使用する場合の個々の居住空間を仕切る設備も簡易なもので、プライバシーが確保されない状況にあります。「子どもの権利擁護」を実現するための生活環境の整備について、現状を見直す必要があると思われました。
設置自治体	○ 人員不足の解消や職員のメンタル面でのサポート、一時保護後の入所先や保護委託先の確保を、喫緊の課題として早急にご検討ください。そして受け皿の確保に関する課題は、特別区である荒川区だけで完結して解消できる問題ではなく、都レベルでの取り組みや、都道府県間連携などによる粘り強い取り組みを継続していただきたいと思います。 ○ 現在の荒川区の基礎情勢から、どのような規模の一時保護施設の設定が必要であるかについて、目先の定員超過の事実のみに捉われることなく、基本的・多面的な視点からの再検討を行い、将来ビジョンを策定されることが望まれます。 ○ 現状の組織体制では、現場における施設の運営から、SV や日常生じる各事態への判断に至るまで、全て一時保護係長ひとりに集中しています。この組織構成を見直し、例えば保護課の設定や、各ユニットに SV 補佐などを配置し、現状の係長業務の分散を行う必要があると考えます。そうする事で、中間管理職レベルでのチームワークを創成することができると考えられます。 ○ 職員研修が継続的に実施できるようなサポートを、区レベルでも行う必要があります。

国	○ 新ガイドラインや設備運営基準の改訂により、これからの一時保護に関する理想像が提示されましたが、その運用や予算については各自治体に委ねている部分が多くあります。各現場が少しでも改訂内容に近づけるよう、国としての具体的な支援を継続的に行っていただきたいと考えます。また、改訂に対応できるだけの現場レベルの制度設計が具体的に示される必要があります。 ○ 各地域（特に大都市周辺で）で慢性化している社会的養護の受け皿不足の解消、あるいは自治体を越えての受け入れ調整なども国レベルで取り組みができないでしょうか。 ○ 他の児童相談所との全国的な情報共有（交流）の場の提供が望まれます。
----------	---

第Ⅰ部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

- 子ども一人ひとりに対する声かけや関わり方は丁寧で、職員が子どものことを「一人の人」として尊重しているように見受けられ、子どもとの関係性も概ね良好と感じました。そのような子どもへの接し方が子どもにとっての安心感や職員への信頼感に繋がっていると思われます。
- 児童福祉司や児童心理司と子どもとの面接の頻度も多く、それによって安心感を抱いている子どももいました。
- 一時保護の際に、「本施設がどういう所なのか」「なぜ一時保護となるのか」といった説明を受けたと認識している子どもが多く、一時保護開始時において丁寧な説明がなされているものと思われます。
- 毎週土曜日に外部のアドボケイトが本施設を訪問して一緒に過ごしています。また意見箱も男子と女子のリビングにそれぞれ設置されており、子どもが職員だけでなく第三者にも意見表明できる制度は確立されています。
- 比較的新しい一時保護施設ということもあり、個室が整備され、私物の持ち込みも制限はあるものの、一定程度は認められていました。
- センター開設当初から積み上げてきた、個別支援のための様々な対応（登校支援・外出支援・私物の持ち込みなど）、整備された各種のマニュアル、一時保護施設に入所する児童に向け制作された、権利擁護の説明を含む入所のしおり（とても大切なあなたへ）と最小限度の生活ルールなどは、様式・形式としては現在も継続されています。

<今後に向けた提案>

- 個別支援や生活上のルールなどは、個々の職員として、また一時保護施設としても柔軟で適切な支援を意識的に目指そうとされていますが、慢性的な定員超過による職員の余裕のなさから画一的な対応にならざるを得ないことが多く、生活上のルールも徐々に増えてきている状況になっています。厳しい状況であっても、本施設開設当初からの伝統である個別支援をぜひ継続していただきたいと思います。
- 現時点では一時保護施設用の「権利ノート」は策定されておらず、「権利ノート」に代わって入所のしおり（とても大切なあなたへ）が作成されていますが、子どもの権利を伝えるものとして十分な内容になっていません。

「入所のしおり」には、「権利がある」との記載はありますが、具体的には「周りの大人はあなたのためにできるかぎりのことをします」「虐待を受けたら大人に相談してください」という、抽象的な記述にとどまっているように思われました。

意見表明権や遊ぶ権利、参加する権利、成長発達権、親と交流する権利、外出する権利、通学する権利など、一時保護中であっても保障される権利について、具体的かつ十分な記述が必要であると考えます。

また、「権利ノート」（又はそれに代わる「入所のしおり」）は、様々な事情によって家庭内では権利が保障されてこなかった子どもに、「その子どもがもつ権利」を伝えることが主たる内容となっていることが大切です。そのため、その中に「ルール」や「他者の権利を尊重しましょう」という内容を同時に入れ込むことは、適切と思われません。

子どもに対して「子どもの権利」を伝えるツールとなる権利ノートは、工夫次第では子どもにとってお守りにもなりうる

ものです。子どもに伝えるタイミングや役割分担を明確にすることが求められます。

○ 一時保護期間の長期化や、一時保護解除後の行き先がないという厳しい状況でのソーシャルワークになっていることは十分理解しますが、そのような状況下で親との面会や支援に関する子どもへの説明及び子どもからの意見聴取はともすれば曖昧になり、また実施時期としてもほとんど支援方針が決まった後でなされている印象を受けました。必ずしも子どもが希望する方針決定はできないことありますが、「意見（施設のルールだけでなく、面会や支援方針などのケースワーク上のものを含む）を聴かれる機会が保障されていない」、あるいは「意見を表明してもその結論について理由も含めたフィードバックが十分にされていない」と感じる子どももいました。子どもの視点から十分な説明ができていないかを振り返り、子どもと対話しながら納得感を得られるような支援が大切であることを相談部門にも（あるいは児相全体で）今一度認識していただき、その上で相談部門と連携して対応していただきたいと思います。

○ 意見箱は設置されていますが、リビングのテレビ付近に設置されているため、投稿が周りに気づかれやすく、子どもが意見を入れやすい環境ではないように思われました。「意見箱やアドボケートに頼らなくても子どもは直接意見を言ってくれている」という気概をもって支援していくことは重要なことですが、言いたいことがどうしても言えないことは、子どもに限らず誰にでもあります。また、一時保護された子どもには「大人に言っても無駄だ」という考えを持たざるを得ない環境で育ってきた子どももいます。そういった視点からも、「子どもから発信してくれば応じる」という考えではなく、職員から積極的に子どもの意見を聴き取るための説明や意見表明の場といった「聴かれる権利」を保障しつつ、より多くのチャンネルを活かして子どもの意見を拾い上げる工夫が必要であると感じます。

○ 私物の持ち込み・所持については、慢性的な定員超過の中で、今回の実施調査で見聞した範囲ではほとんど対応できていないと思われました。以前は子どもからの要望により私物保管箱からの物の出し入れに対応されていたのですが、ここ数ヶ月は入所児がさらに増え、「今は対応できない」と言われることが多くなり、子どもたちも私物の所持については諦めているようでした。「原則、私物の使用が可能」という新ガイドラインに沿って、今できるところを、具体的にひとつずつ拡大していく取り組みを粘り強く行っていただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	B
No.6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	B
No.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B

No.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	B
No.13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	B
No.14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
＜評価できる点＞ ○ 令和 2 年に、定員を 10 名と定めて設置された各部屋（事務室・食堂・リビング・居室ユニット・バストイレ・緊急時の個室・静養室・多目的室・学習室など）は、とても良くデザインされており、その後に改訂された設備運営基準を満たしています。 ○ 嘱託医（小児科医・歯科医・児童精神科医）は定期的に来所しており、常勤看護師のもとで医療との連携は十分に果たされていると思われます。 ○ 近隣に警察署が所在し、平時からの連携・協議によって、緊急時の対応も十分行えています。 ○ 夜勤は 3 名が配置されており、全て正規職員で対応しています。夜勤に正規職員のみを配置している例は全国的にも多くはなく、夜間の子どもの受け入れや関係機関とのやり取りについて十分な対応ができるのは正規職員であるため、この職員配置については高く評価できます。また、大幅な定員超過事態の際に、やむなく居室として使用せざるを得なかった多目的室にも、夜勤職員が配置されていたことを評価します。 ○ 記録の保管については、IT システム内での記録と、紙ベースで作成された記録については事務室内の鍵のかかるキャビネットで適正に保管されていました。 ○ 観察会議に担当の児童福祉司・児童心理司が出席していることも評価できます。 ＜今後に向けた提案＞ ○ 組織としての職員配置定数の設定は良好です。しかし、現在の出口の見えない定員超過による逼迫した状況が慢性的に続く中で、職員の退職や、体調不良による他自治体からの派遣研修職員の帰任が続き、本年度中に急遽 3 ユニットから 2 ユニットに一時的に対応を変更せざるを得なかったことから、職員体制の確保は喫緊の課題と考えます。そして今般の体制変更に伴う急な配置転換などがあり、そのことについて職員への説明や協議が事前に十分にはできなかったということが、今後の職員間の連帯や信頼感などに悪い影響をおよぼすのではないかと危惧を抱きました。チームとしての業務対応があまり感じられなかったことも、上記の逼迫した現状からの影響ではないかと思われました。 ○ 現行の施設が一時保護係という組織になっており、朝夕の引き継ぎ時などに副所長も参加されていますが、現場における施設の運営・事務・各種課題への判断や決定・SV・職員の育成などが一時保護係長一人の職務となっているところが、施設運営の弱点となっているように思われました。その解決としては、児相内部での一時保護施設の組織としての体制を強化するために、例えば保護課を設置し、現行の一時保護係長の上に一時保護係に常駐する専任の課長を配置し、また各ユニットに SV 補助職員を配置して SV や職員の育成等を任せるなど、課長以下の複数の中間管理職がチームで現場を運営することによって、随分大きなパワーを生み出すことができると思われます。 ○ 一時保護職員への研修メニューとして、自前開催の研修や外部実施のプログラムなどを織り交ぜたプログラムリストが作成されていましたが、これらは必ずしも全てが確実に受講できるようなプログラムではないようにも思われ、あるいは現実的にはプログラムそのものは開催されていても、業務多忙のためにほとんど受講されていませんでした。またそのために、経験の少ない職員についてやるべきことが定まらなかったり、何をすればよいのか十分に理解できていない状況についても聴取しました。プログラムの策定だけでなく、確実に受講するための職場運営が望まれます。あるい

は多忙な中でも、さしあたり必要なことだけを厳選して、とりあえず自前で早期実施するような研修企画も、職場の現実を鑑みた大切な視点だと思われます。

○ 児童居室（個室）は床がフローリングであり、リビングも絨毯部分などがなく、くつろげる住居環境ではないように思われます。ビーズクッションを配備するだけでなく、せめて絨毯等を敷くなど、ご検討いただきたいと思います。また、個の権利を尊重するという観点からみれば、児童居室内に個人の所有物を収納するためのタンスやロッカー等の設置がなく、居室で学習ができるような机などの設備も十分ではありません。女子の居室には鏡などの配備もあって良いかと思われました。さらに現状では個室を２人で使用させる場合がありますが、個人の居住空間を仕切る設備も十分ではなく、プライバシーが確保されていない状況にあり、他の人の視線から完全に隠れるような高さの仕切りが必要であると考えます。これらの整備について、所内で議論した上での改善を望みます。

○ 現状では、居室定員を大幅に超える児童入所のため、緊急時の対応のための個室（相談室）や、多目的室までも児童居室に使用しなければならない状況でした。やむを得ない現状であることは重々承知しておりますが、しかし同時に、このような運営は原則として「望ましくない」という認識を持っていただきたいと思います。

○ かなり複雑な数多くの「鍵」と、職員による「鍵管理」が行われていましたが、過剰な管理と紙一重の印象もあり、どこまで管理すべきか（これは本当に「必要」な管理なのか）という識別を絶えず行うことが大切と思われました。また、市街地の施設であるためかもしれませんが、子どもの生活空間に「窓」が極端に少なく、あるいは開閉できない状況になっており、これも過剰な管理ではないかと感じました。

○ 子どもの時系列変化が一番よく記録されていると思われる「引き継ぎ文書」（Word 形式）は、相談部門からの閲覧も可能なセンターシステムの一時保護部門の文書フォルダーの中に保管されていますが、相談部門からは十分活用されていない状況です。また一時保護日誌は手書きの部分も多く、相談部門のタイムリーな閲覧（情報共有）ができない状況にあります。IT システムの点検を含めて、相談部門との情報の即時共有のシステム構築が課題であると思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	B
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	S
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	B
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
＜評価できる点＞ ○ 子どもたちの衣食住に関する基本的な生活へのケアは概ね丁寧に行われています。専門スタッフによる支援も細やかで、看護師による朝のラウンドや薬の管理、また職員による服薬に関するマニュアルを策定するなど、非常に丁寧に入所中の健康管理がされていました。また栄養士は給食会議を定期開催し、「少しでもおかわりを提供したい」「塩分調整をしておいしいご飯を食べてもらいたい」という子どもへの思いが食事の満足度に繋がっていました。また昨年度見られた食品管理の不備等を解消していかれた点についても高く評価できます。 ○ レクリエーションについては、メダルを用いたゲーム機の使用ルールの策定、比較的自由度の高い動画共有サービスの視聴、豊かな DVD ライブラリーの整備などの柔軟な取り組みがあり、イベントも毎月設定されています。また外出も定期的に行われており、閉鎖的な環境からリフレッシュできるように配慮されていました。 ○ 退所後に本施設担当職員が関係機関や入所した施設に出向き、子どもの様子を直接伝える取り組み（アウトリーチ）も高く評価できます。 ＜今後に向けた提案＞ ○ 私服の着用については「子どもからの要望があれば対応する」とのことでした。しかし子どもたちへのヒアリングの中では「私服が着られるとは知らなかった」という意見が少なからずありました。私服に限らず私物の持ち込みも同様、入所時のオリエンテーションだけでなく、生活の中で「子どもたちができること」を積極的に伝える必要があります。建前ではない「子どもの権利擁護」に向けた職員の共有認識が求められます。 ○ 睡眠時間については年齢に合わせた就寝時間が望まれます。子どもたちが一時保護施設を退所し新しい生活や元の生活に戻れることを考えると、できるだけ生活リズムに大きな差がないことが大切です。職員の中での議論が望まれます。 ○ 現在の睡眠環境は適切ではありません。定員超過により複数での部屋使用は仕方ない部分もありますが、特に夜間はパーティションできっちり部屋を仕切るなど、睡眠環境の確保のためにも「パーソナルスペースの確保」が必要であると思われます。 ○ 学習支援については、個々の教育観・支援観に沿って児童の個別支援に対応していました。また、子どものヒアリングでは保護児童にかけ言葉として配慮に欠ける言動があったことを聴取しました。一時保護施設としての学習支援方針について、職員間での共有をさらに深め、施設全体で統一感のある関わりを強化し、より安定した学習環境を提供するとともに、学習面においても子どもの権利が守られることが望まれます。 ○ 調査時には原籍校への登校が可能な児童はいませんでした。従来から継続されている原籍校への登校に向け、相談部門とも連携し積極的な働きかけの継続を望みます。 ○ 「行動の観察」という点では詳しく丁寧になされています。しかし、それをもとに、一時保護中にどのような支援を行っていくかについては、必ずしも支援方針の共有が十分ではない印象を受けました。現場では月 2 回のユニット会議を実施し、方針の共有に向けた努力をされていますが、勤務シフトの関係から職員全員が揃うことができず、結果として支援方針の共有が徹底しない状況が生じてしまうようでした。実際の子どもの言動について、それがなぜそのような言動を取ったのか、それについて子どもはどう思っているのか、という観点から、個別の支援方針をさらにきめ細やか

に立てることが望めます。

○ 観察会議は、新ガイドラインにあるように週 1 回は開催したいところです。観察会議は職員が情報を共有した上で、今後の支援方針を協議する場であり、日々変わっていく保護中の子どもの状況に合わせて支援方針を見直し、現場での支援に繋げていく必要があります。さらに密度の高い観察会議で協議を重ねることで、保護施設としての方針を職員が共通認識し、その結果を行動診断に活かす取り組みを是非継続してください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	S
No.39	食事を適切に提供しているか	A
No.40	こどもの入浴は適切か	A
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	こどもの睡眠は適切か	B
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	B
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	B
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	B
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<評価できる点> ○ 危機管理マニュアルなど、多岐にわたるマニュアルが整備されており、事務室で閲覧できる状態にあります。 ○ インフルエンザなどの感染症への対応も、看護師を中心に職員全体が了解した上で個別支援として丁寧に行われていました。各時点での子どもの具合の引き継ぎや、投薬管理、受診計画なども、職員全体で丁寧に引き継がれていました。 ○ 行事などの年次計画が細やかに設定され、対応に関する職員間での話し合いもよくなされていました。避難訓練も月 1 度実施されています。 ○ 今回の第三者評価は令和 4 年 12 月の評価に引き続いて行われるものであり、継続的な受審は施設運営の質の向上への努力として評価できます。 <今後に向けた提案> ○ 私物に関する管理については、個人ごとに保管ケースを準備し、鍵のかかる倉庫で一括管理されています。しかし、定員超過のための一時的な状況であったとはいえ、個人ごとの保管ケースが不足し、評価訪問時には一部の児童の私物がかごなどに一過的に入れられ雑然と積み上げられているところが気になりました。慢性的な定員超過が続く現状であるからこそ、どのような状況下でも保護児童人数分の保管ケースを整備し、「私物はこのケースに入れて、この部屋で保管する」ということを子どもと一緒に確認するなどの対応が望まれます。 ○ 施設運営や支援の質の向上のために、過去から整備されている各種マニュアルに基づく確実な施設運営、職員が一体となった取り組み、子どもの意見の細やかな取り上げなどについて、今一度職員全体で協議されるとよいと思われました。このような取り組みの継続が、業務逼迫に伴う職員の疲弊を防ぐと考えます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

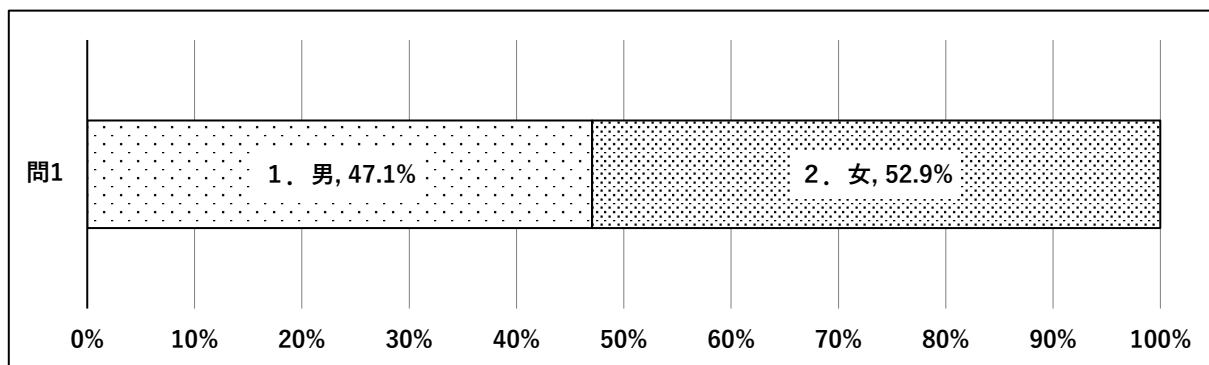
こどもアンケート結果

(2025 年 10 月実施)

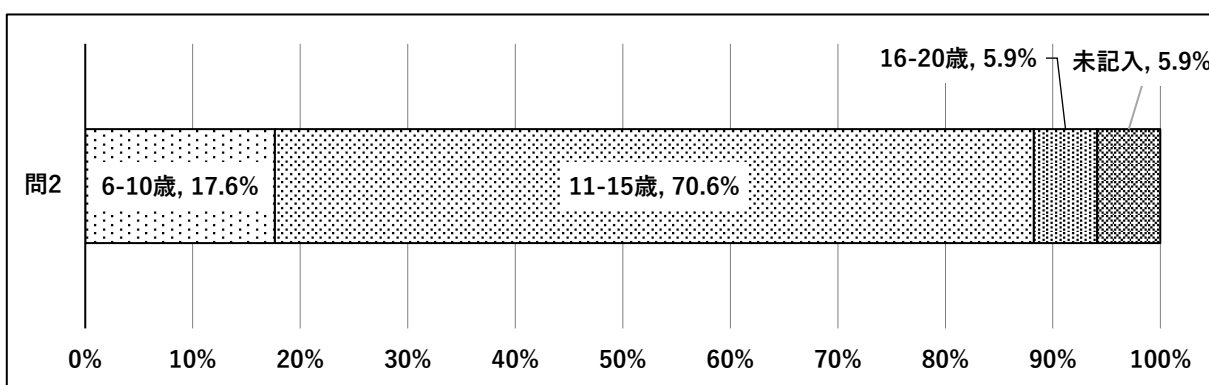
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：17 人

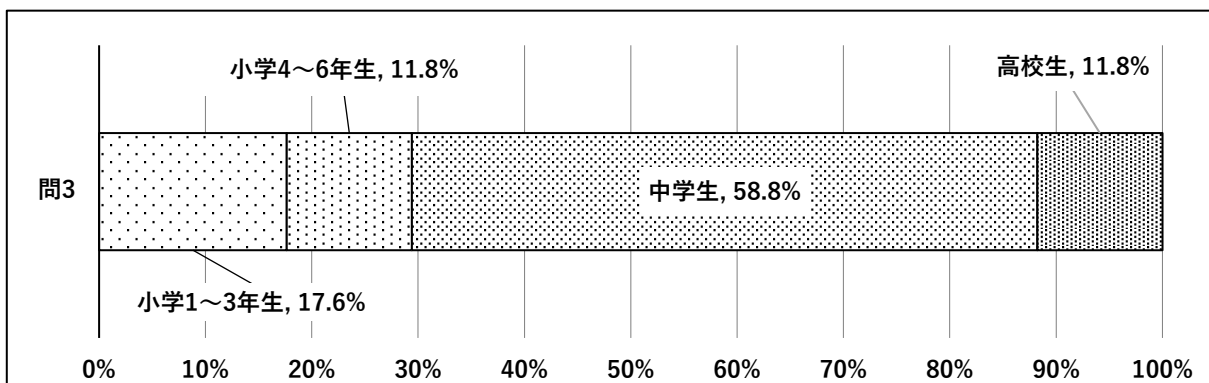
問 1 性別は。



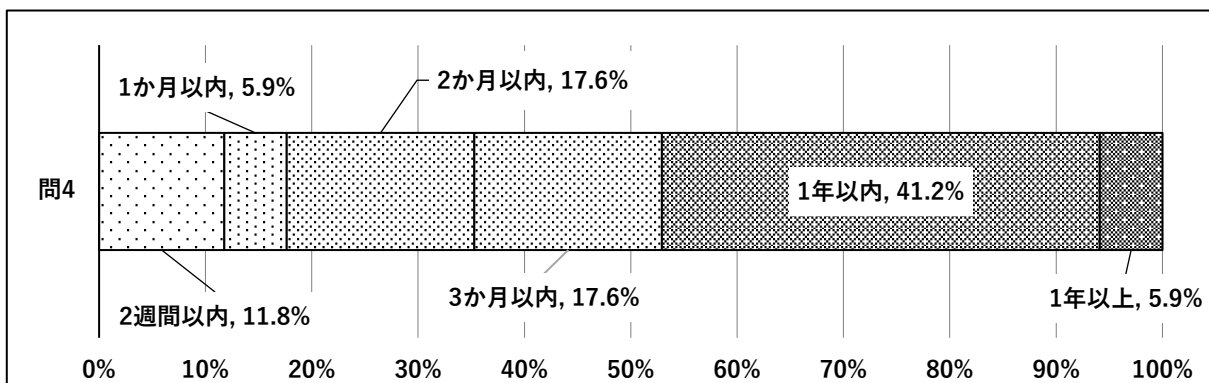
問 2 年齢は。



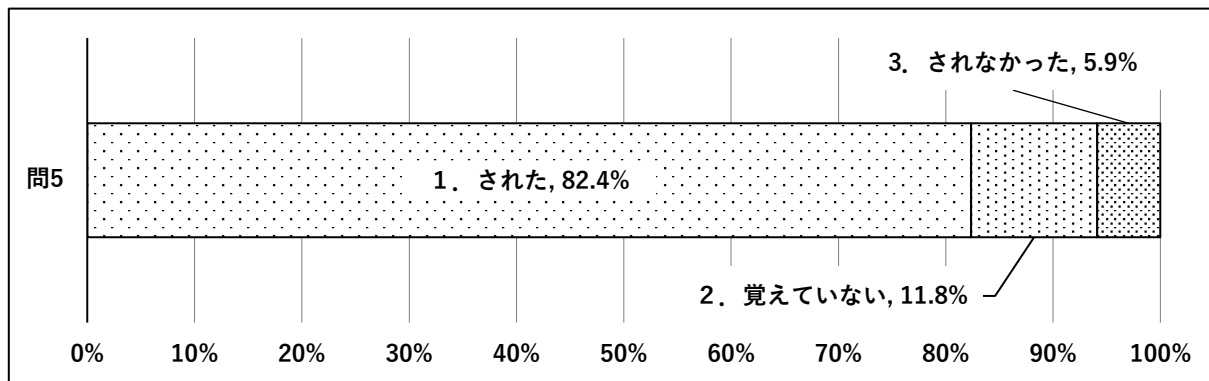
問 3 学年は。



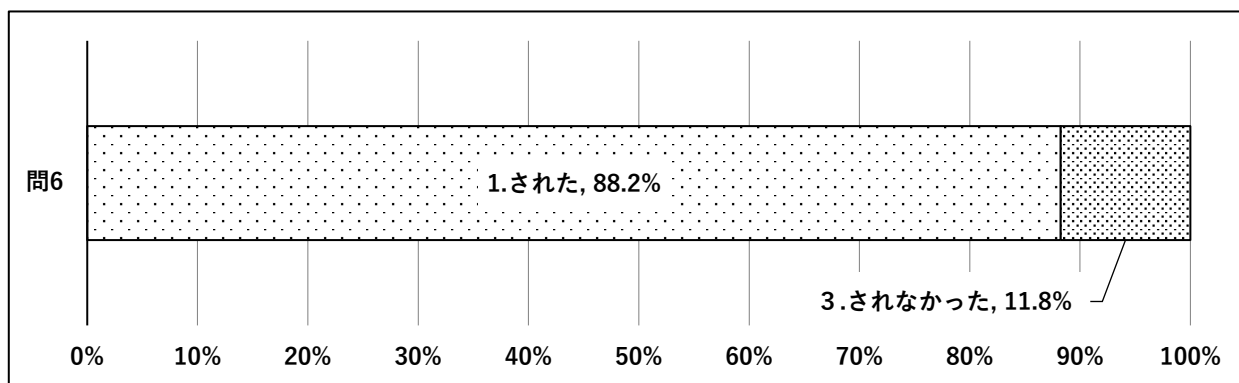
問 4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



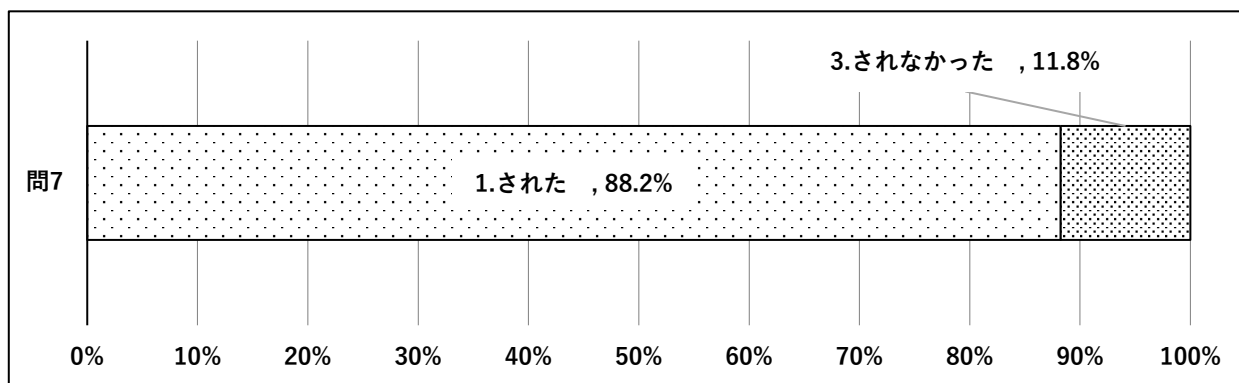
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



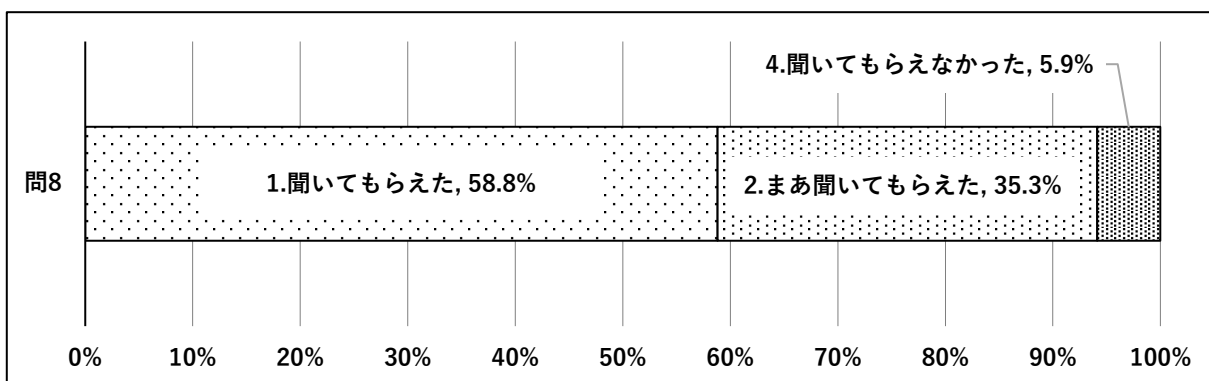
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



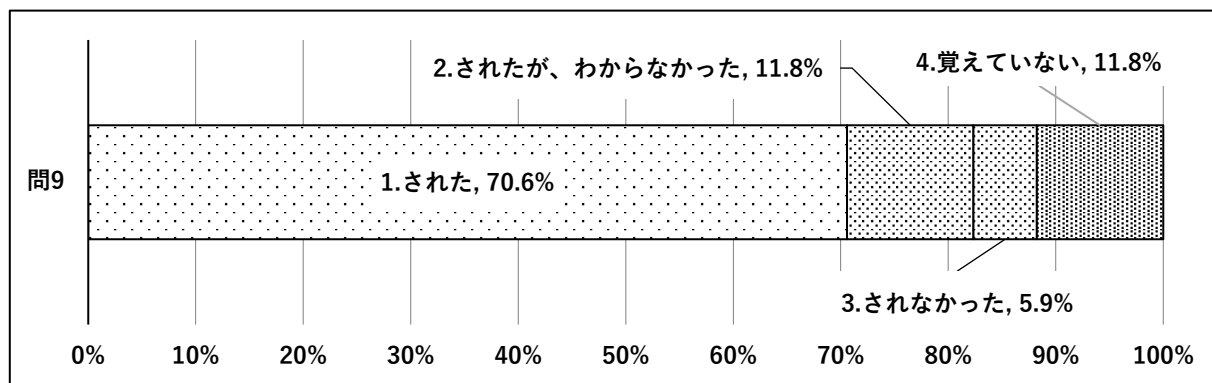
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



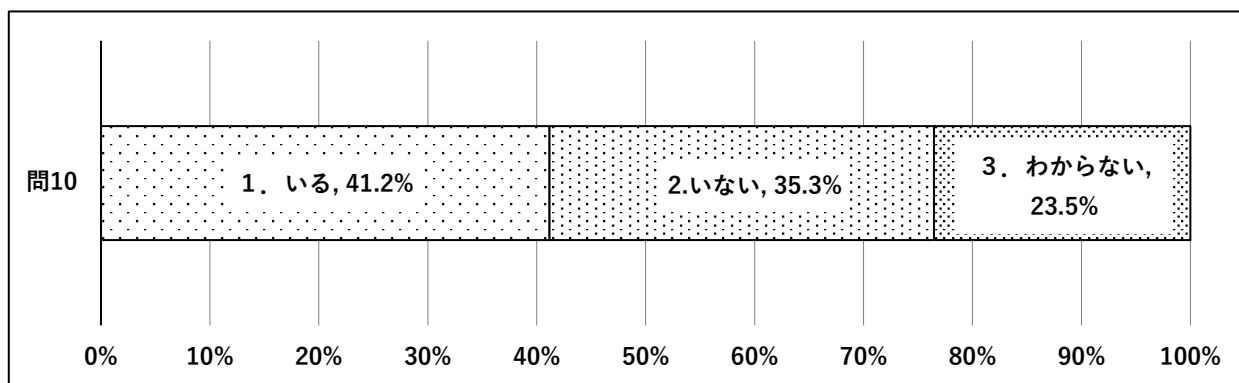
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



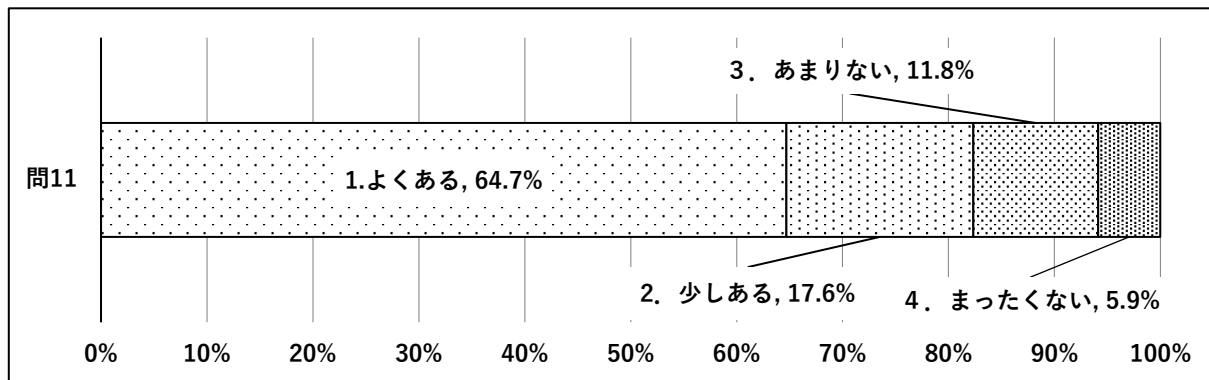
問 9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



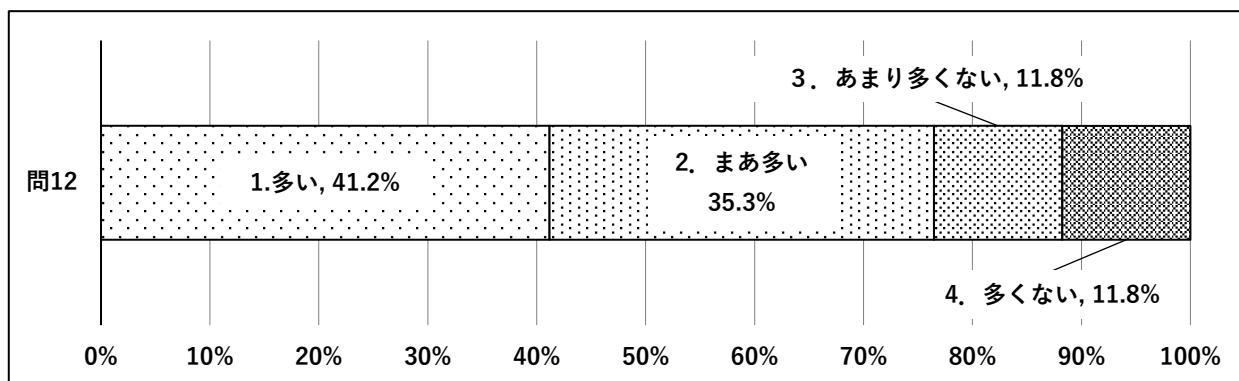
問 10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



問 11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

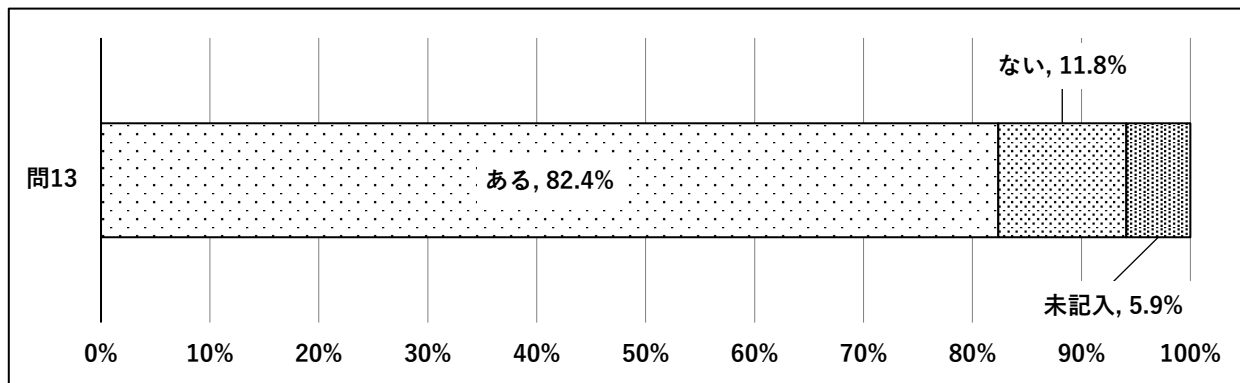


問 12 自由に過ごせる時間は多いですか。



〈欄外コメント〉 1.多い（人が多くてきゅうくつ）

問 1 3 自由時間で楽しいことはありますか。

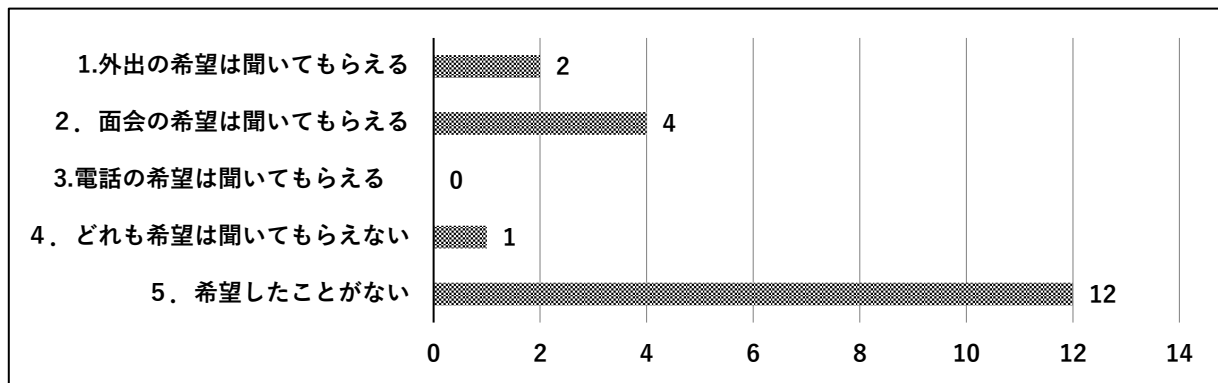


〈欄外コメント〉 あまりない

(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

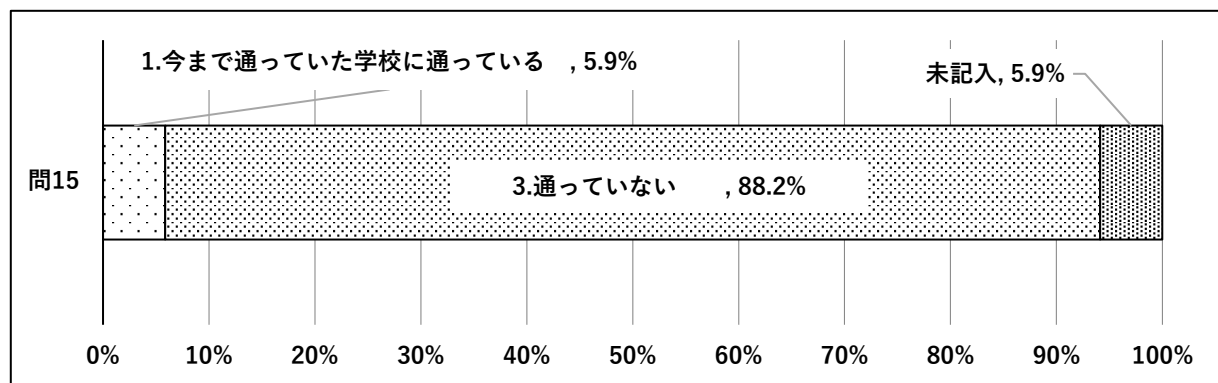
具体的に
ラキューでいろいろなものをつくったりすること
回答：分からない
ゲーム
ラキュー
将棋やゲーム、運動
しょうぎとか
折り紙
ユーチューブ
マンガを読んだり、YouTube をみること。
しょうぎがたのしい
YouTube みること 仲が良い子供と話すこと 職員と話すこと
1 人の時間が多い
ユーチューブ、お話すること、ごはん
・ 会話 ・ パズルをすること ・ 折り紙をすること ・ 休日の自由運動の時間
友達と話す、ゲーム、ユーチューブ、運動

問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)

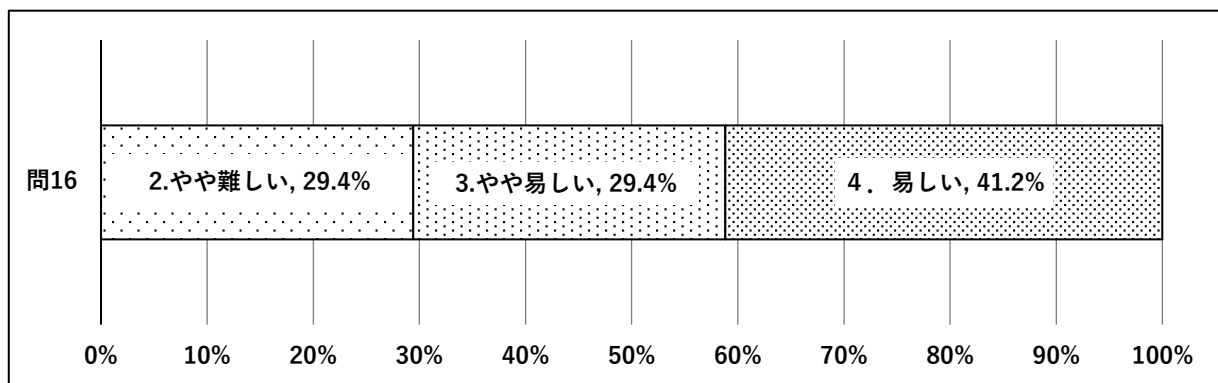


〈欄外コメント〉ワーカーやしんりのめかいのみ

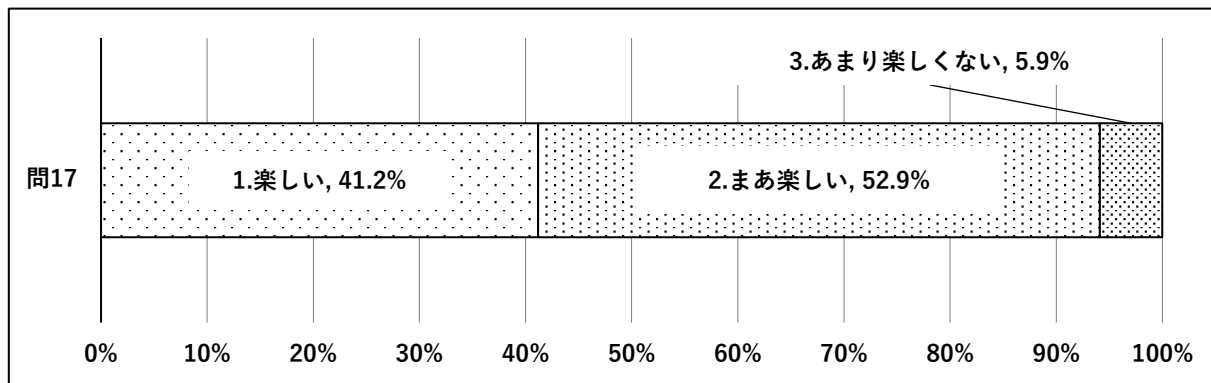
問15 ここから学校に通っていますか。



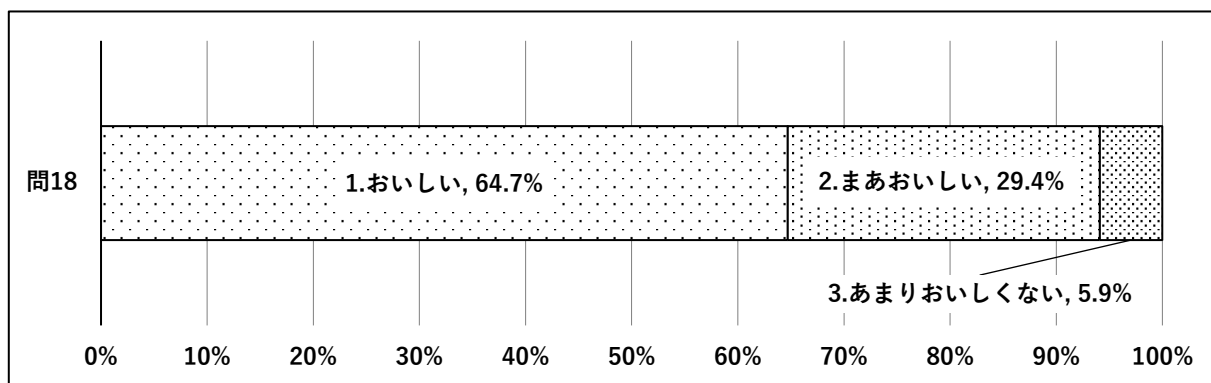
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



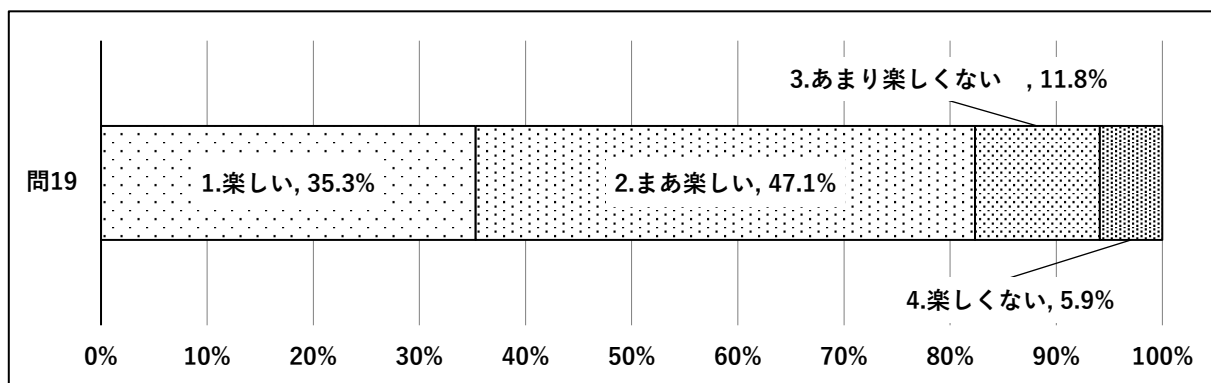
問 1 7 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



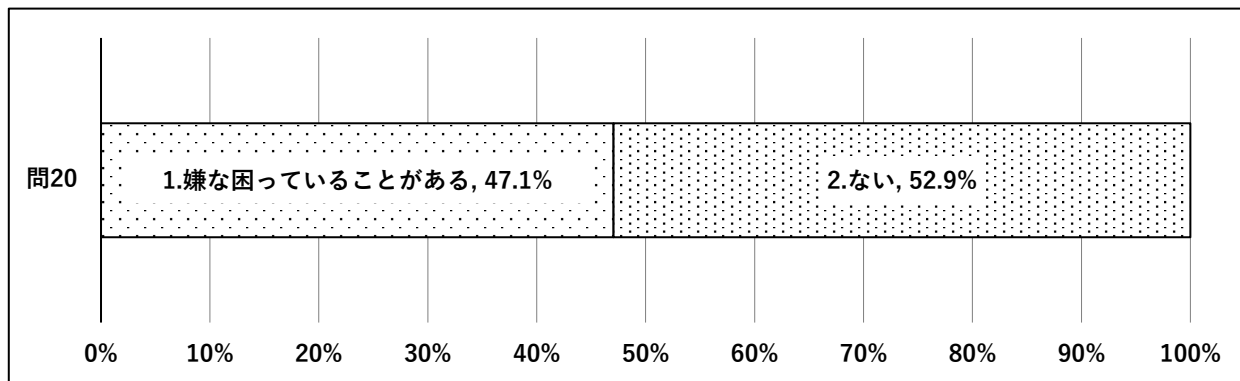
問 1 8 食事はおいしいですか。



問 1 9 食事の時間は楽しいですか。



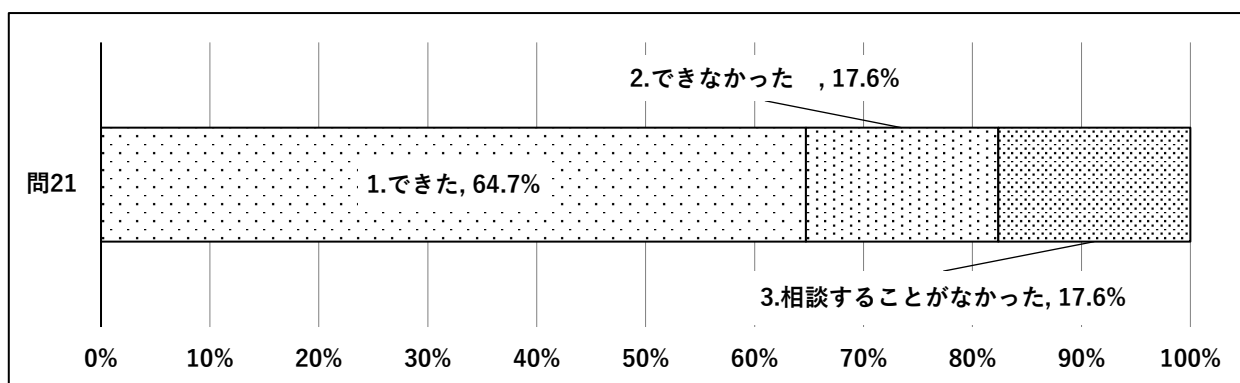
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



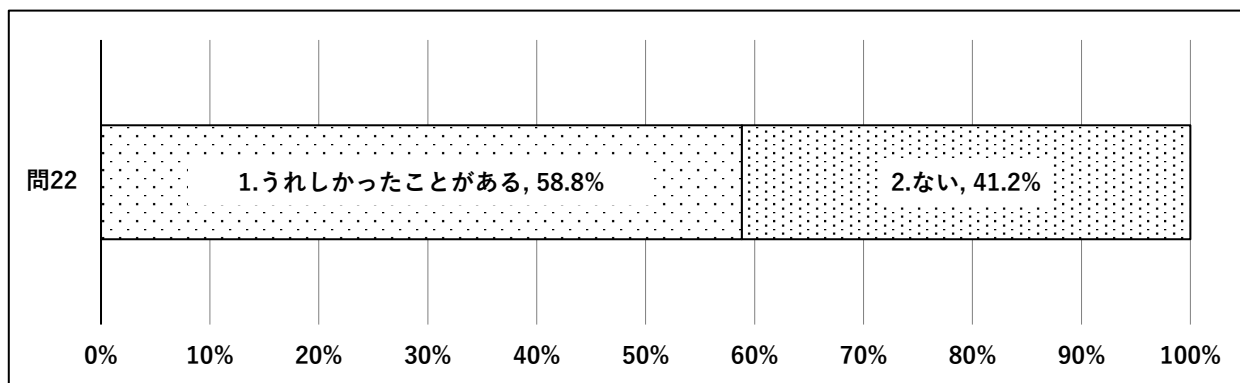
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
人が多い、小学生がずっとケンカしてる、きゅうくつ
ちょっかをされる
ラウンジがうるさいことと、ルールが多すぎること
ラウンジがものすごくうるさい。こそこそ集団でしゃべっているのをよく見る。
けんかがおおい
子供たち同士で、個人情報のこうかんや大声で話してラウンジがうるさかったり、こそこそ職員や子供などの悪口を子供たち同士で言い合っていたりしていた
福祉司さん達に話したことがあまり進んでなくて、保護所で過ごす時間が長くていろいろとつかれやストレスがたまっている。
前はあったけど今の所ないから大丈夫です。

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



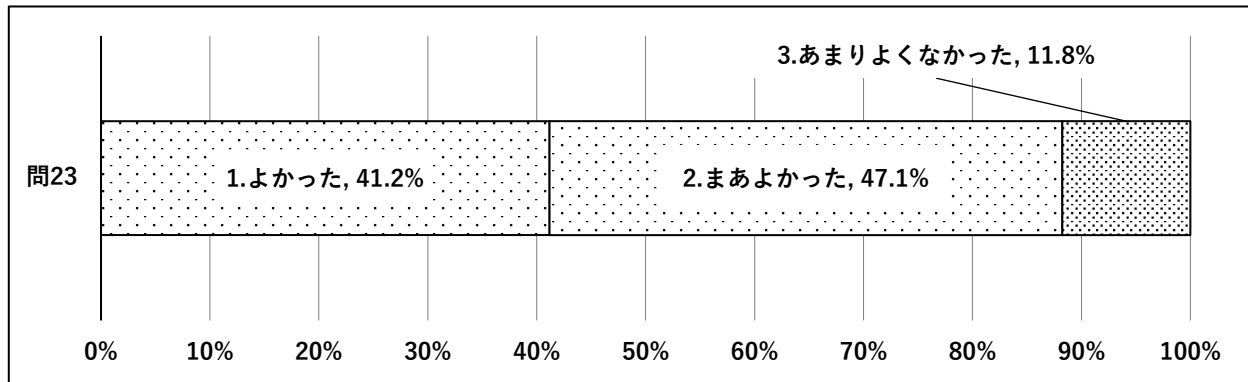
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
ほごしょをなれたとき
自分の成長をほめられた
あそんだこと
行事
YouTube?が見れること
あそべてたのしい
退所に近づくにつれ、職員さんがほめてくれる。「いままでがんばってきたからだよ」とか、けっこうほめてくれることが多い
たんじょうびおめでとうって言ってくれたこと。
・行事でおやつやお昼ご飯の買い出しができたこと。
・病院に行けたこと。
ほめられたとき、コンビニに行けたとき

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
人のていいんを守ってほしい
1人べやがいい
ない
ルールをもうちょっとやさしくしてほしい。
ないです。
ダイビングにおかしとかおいてほしい。
特にないです。
寝る時間をもう少しおそくして欲しい YouTubeを、土、日、見れるようにして欲しい。
ない
職員さんに、ここの生活をしてて、嫌だったこととか、かいぜんしてほしいこととか言っても、（問20でかいたこと）かいぜんしてくれず、しょうがないですまされるから、もうちょっと考えてほしいというか、このままじゃよくないと思うから、そこをもっとなおして、みんなが少しでもすごしやすい場所にしてほしい。
・学習のレベルを上げてほしい。 ・外出の頻度を多くしてほしい。 ・一部の職員だけでルールを改定しないでほしい。 （前にTVのルールを前まで良かったのに職員同士のルールの認識ちがいでルールを一部改定されました。）
みんなと、テレビをみたい。ご飯の量をふやしてほしい。